



wi-radioで伊達市の情報をチェック！

☎ 企画課企画調整係（市役所 2 階 ☎23-3331 内線 212～214・218）

wi-radioでは、水曜日に伊達市の情報を紹介する番組を放送しています。身近な話題や日常生活で役立つ情報をwi-radio（FM-77.6MHz）で手に入れましょう。市内の一部地域では、wi-radioが聴きにくい場所があります。その場合は、同じ番組が放送されているFMびゅー（FM-84.2MHz）をお聴きください。

行政情報

パーソナリティが、伊達市の行政情報を簡単に紹介しています。

放送日：毎週水曜日

時間：午前7時57分、午後5時47分（各1分30秒）

だてコミュ

伊達市職員が、広報紙などでは伝えきれない細かな情報を紹介しています。

放送日：毎月第2・3水曜日

時間：午後0時30分（5分間）



だてラジ宅配便

市内の団体の皆さんが出演し、「伊達市の元気を伝えよう」をテーマに、活動内容などを紹介しています。

放送日：毎月第4水曜日

時間：午後0時30分（10分間）

※この番組は、公益財団法人北海道市町村振興協会（サマージャンボ宝くじの収益金）の助成を受けて制作・放送しています



番組を聴き逃した方へ

「だてコミュ」と「だてラジ宅配便」の過去に放送した音源は、伊達市のホームページに掲載していますので、こちらでお聴きください。

選挙権年齢が変わります

☎ 選挙管理委員会（市役所 2 階 ☎23-3331内線260）

平成27年6月19日に選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる、改正公職選挙法が成立し、同日公布されました。

施行は平成28年6月19日から始まり、今年7月の参議院議員通常選挙から適用されます。

適用されると、全国で18歳と19歳の約240万人が新たに有権者に加わり、伊達市では、約600人が新たに有権者になります。

皆さんが政治や選挙に関心を持つことが、自分の暮らしている地域や国のよりよい未来をつくることになります。

皆さんの大切な一票を無駄にすることのないよう投票に行きましょう。

選挙・投票に関するQ&A

- Q1 投票は満18歳からできると聞きました。いつまでに誕生日を迎えていれば投票ができるのですか。
- A1 選挙権年齢の算定は投票日時点で行いますので、投票日の翌日が満18歳の誕生日の人は選挙権を持ちます。
ただし、選挙人名簿に登録（引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されることが必要）される必要がありますので、就職や進学などで転居をする場合は、速やかに住民票を移すようにしましょう。
- Q2 投票日の日曜日は部活動の試合があるため投票に行けません。どうすればいいですか？
- A2 公示日か告示日の翌日から投票日前日までの午前8時30分～午後8時の間に、期日前投票所で投票することができます。
※大滝区は期間・時間が異なります
- Q3 選挙期間中、部活動の大会で長期間地元を離れています。投票はできますか？
- A3 滞在先で投票ができる不在者投票制度があります。
住所のある市区町村の選挙管理委員会に滞在先で投票したい旨を申し出て、投票用紙が手元に届いたら、滞在先の選挙管理委員会に持参して投票することができます。



年始のごみの出し方

問 環境衛生課環境衛生係（第2庁舎 ☎23-3331 内線548）

ごみの収集

1月3日(日)までごみの収集を行いませんので、ごみステーションに出さないでください。
1月4日(月)から通常どおり収集します。

再生資源物（ビン、カン、ペットボトル）の収集

1月3日(日)まで再生資源物の収集を行いません。また、1月は一部の地域で収集日を変更しています。詳しくは、昨年4月に配布した【家庭ごみ】【再生資源物】収集カレンダーでご確認ください。
※1月は通常より回収用コンテナなどの配置や回収に時間がかかることが予想されますので、ご理解とご協力をお願いします



紙類回収庫

回収庫は、1月5日(火)まで施錠・閉鎖し搬入ができません。1月6日(水)から通常どおり利用できます。



メルトタワー 21への直接搬入

燃えるごみと燃えないごみは必ず分別して搬入してください。

受入れ日時

1月1日(祝)～3日(日) 午前10時～午後2時30分
※1月4日(月)から通常どおり
詳細 メルトタワー 21 (☎0143-50-2160)



地域包括支援センターをご利用ください

問 高齢福祉課高齢者福祉係（市役所1階⑤番窓口 ☎23-3331 内線302・303）

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるように支援する総合機関です。

ここでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、生活全般のほか、認知症や介護予防、介護保険サービス、財産管理、虐待、悪質商法の被害防止など、さまざまな相談を受け付けています。

地域包括支援センターの役割

●介護予防のお手伝い

介護保険制度の要介護状態になるおそれがある方や「要支援1」か「要支援2」に認定された方に、利用者本人や家族の希望を伺いながら、利用者の状態に応じた介護予防ケアプランの作成やそのプランに基づいたサービスを手配します。

●身近な相談窓口

高齢者や家族などから、介護保険や福祉、医療などの相談も広く受け付け、福祉制度の情報提供や医療・介護サービスが受けられるような支援をします。

●権利を守るお手伝い

高齢者への虐待防止や早期発見のため、「地域」との連携や成年後見制度などの利用に関する支援をします。

●地域のケアマネジャーなどの支援

高齢者を直接支援するだけでなく、ケアマネジャーのネットワークの構築などを行うことで、地域の高齢者の支援体制を整備します。

連絡先

住所：松ヶ枝町59-4 ☎：21-7755

☒：date-houkatu@arrow.ocn.ne.jp

開設時間：月～金曜日

午前8時45分～午後5時30分

※緊急時は開設時間以外も対応可能です

定休日：土・日曜日、祝日、年末年始

(12月31日～翌年1月5日)

